○荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則

昭和50年３月27日規則第９号

改正

昭和56年３月30日規則第11号

平成３年９月20日規則第25号

平成７年７月12日規則第27号

平成８年３月25日規則第３号

平成10年２月２日規則第１号

平成11年６月30日規則第12号

平成16年３月30日規則第27号

平成20年３月21日規則第６号

平成21年６月８日規則第20号

平成22年３月31日規則第13号

平成23年３月31日規則第14号

平成25年３月29日規則第19号

平成25年12月27日規則第41号

平成26年７月25日規則第20号

平成30年３月２日規則第３号

令和元年12月６日規則第38号

令和３年３月24日規則第６号

荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和60年条例第４号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（認定申請）

第２条　条例第６条の規定による受給資格認定の申請は、ひとり親家庭等医療費受給資格認定申請書（様式第１号）に個人番号届出書（様式第１号の２）及び別表に掲げる添付（提示）書類を添えて行うものとする。

２　前項の受給資格認定は、別表に定める荒尾市ひとり親家庭等医療費受給資格認定基準によるものとする。

３　受給資格は、市長が認定した日から取得するものとする。

（受給資格者証）

第３条　市長は、前条の申請に基づき受給資格者と認定したときは、申請人にひとり親家庭等医療費受給資格者証（様式第２号。以下「受給資格者証」という。）を交付するものとする。

２　受給資格者証は、受診の際これを関係医療機関に提示しなければならない。

（助成申請）

第４条　条例第10条の規定によるひとり親家庭等医療費の助成申請は、ひとり親家庭等医療費助成申請書（様式第３号）に医療機関の証明を求め市長に提出するものとする。ただし、医療機関の証明を得ることができないときは、領収証その他市長が認める書類を添えてこれに代えることができる。

２　前項の申請は、医療機関の診療を受けた日の属する月の翌月20日（当該日が休日の場合は、直前の平日）までに行わなければならない。

（助成の決定）

第５条　市長は、前条の申請書を審査し助成を決定したときは、ひとり親家庭等医療費助成金決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（届出の義務）

第６条　受給資格者は、条例第12条の規定によりその資格を喪失したときは、速やかに受給資格者証を市長に返還しなければならない。

２　受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、ひとり親家庭等医療費受給資格変更・喪失届（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（１）　加入している医療保険に変更があったとき。

（２）　受給資格者に変更があったとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか、届出事項に変更があったとき。

（委任）

第７条　この規則で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この規則は、昭和50年４月１日から施行する。

附　則（昭和56年３月30日規則第11号）

この規則は、昭和56年４月１日から施行する。

附　則（平成３年９月20日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成７年７月12日規則第27号）

この規則は、平成７年８月１日から施行する。

附　則（平成８年３月25日規則第３号）

この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成10年２月２日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成11年６月30日規則第12号抄）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附　則（平成16年３月30日規則第27号）

この規則は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月21日規則第６号）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行前にこの規則による改正前の荒尾市母子家庭医療費助成に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の荒尾市母子家庭医療費助成に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附　則（平成21年６月８日規則第20号）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附　則（平成22年３月31日規則第13号）

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月31日規則第14号）

（施行規則）

1　この規則は、平成23年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行前にこの規則による改正前の荒尾市母子家庭医療費助成に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附　則（平成25年３月29日規則第19号）

（施行期日）

1　この規則は、平成25年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附　則（平成25年12月27日規則第41号）

この規則は、平成26年１月３日から施行する。

附　則（平成26年７月25日規則第20号抄）

（施行期日）

1　この規則は、平成26年11月１日から施行する。（後略）

（経過措置）

5　この規則の施行の際現にある第２条の規定による改正前の荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則の様式により使用されている書類は、第２条の規定による改正後の荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

附　則（平成30年３月２日規則第３号）

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和元年12月６日規則第38号）

（施行期日）

1　この規則は、令和２年１月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附　則（令和３年３月24日規則第６号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この

規則による改正後の様式によるものとみなす。

別表（第２条関係）

荒尾市ひとり親家庭等医療費受給資格認定基準

区分	申請受付開始日	添付（提示）書類
離婚し、現に婚姻をしていない者	離婚の手続が完了した日	戸籍謄本
配偶者と死別し、現に婚姻をしていない者	配偶者が死亡した日	戸籍謄本
配偶者の生死が明らかでない者	配偶者が事故等により生死不明になって１年経過した日	警察等の証明書
配偶者から遺棄されている者	配偶者から遺棄されて１年経過した日	申立書及び民生委員の証明
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第１項の規定による命令（以下「保護命令」という。）を申し立て、現に配偶者に保護命令が発せられた者	当該保護命令が発せられた日	戸籍謄本及び保護命令決定書
配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない者	拘禁されて１年経過した日	拘禁証明書
配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない者	海外にある配偶者の仕送りが途絶え消息不明になって１年経過した日	申立書及び民生委員の証明
配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者	（１）　精神障害者の場合は、Ａ１又はＡ２の療育手帳の交付を受けた日 （２）　身体障害者の場合は、１	療育手帳又は身体障害者手帳

	級又は２級の身体障害者手帳の交付を受けた日	
婚姻によらないで母となった女子であって現に婚姻していないもの	当該児童を出生した日	戸籍謄本
両親が死別し、又は生死不明により遺棄されている者で、現に保護者に扶養されているもの	（１）　両親の一方がなくもう一方の親が死亡した日 （２）　両親が生死不明により遺棄されてから１年経過した日	戸籍謄本、申立書及び民生委員の証明

様式第１号（第２条関係）

ひとり親家庭等医療費受給資格認定申請書

荒尾市長　様

下記のとおり、荒尾市ひとり親家庭等医療費受給資格の認定を申請します。
なお、資格認定及び助成決定に係る所得、市町村民税等の状況を税務課において確認されることについて同意します。

年　　月　　日

申請者　住所

氏名　　㊞

連絡先

1　対象者名

氏　　名	生　年　月　日	個　人　コ　ー　ド
	年　　月　　日生	0
	年　　月　　日生	0
	年　　月　　日生	0
	年　　月　　日生	0
	年　　月　　日生	0

2　健康保険

名　称	健康保険 健康保険組合 共済組合	保険整理番号
被保険者氏名		
記号―番号	―	

3　助成額の振込先

金融機関名	銀行 信用金庫	金融機関コード
支店名	支店	支店コード
口座番号	普通	
（フリガナ）		
口座名義人		

確認

※　保護者本人の自署の場合は、押印を省略することもできます。

様式第１号の２（第２条関係）

個　人　番　号　届　出　書

荒尾市長　様

年　　月　　日

荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第２条の規定に基づき、本人及び保護者等の個人番号を下記のとおり届け出ます。

下記の者は、市長が荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第６条に規定する受給資格認定の申請に係る事実についての審査に関する事務手続を処理するために限って　　年度以後のひとり親家庭等医療費助成期間中の地方税関係情報について照会することに同意します。

記

同意者	申請者との続柄	
	氏　　名	
	個人番号	
	生年月日	年　　月　　日
	住　　所	□申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	氏　　名	
	個人番号	
	生年月日	年　　月　　日
	住　　所	□申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	氏　　名	
	個人番号	
	生年月日	年　　月　　日
	住　　所	□申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	氏　　名	
	個人番号	
	生年月日	年　　月　　日
	住　　所	□申請者と同居

様式第２号（第３条関係）

（表面）

ひとり親家庭等医療費受給資格者証

資格者コード								整理番号		

有効期間		年　月　日から 年　月　日まで
受給資格者	氏名	
	生年月日	年　月　日生
	住所	
健康保険	名称	
	取得年月日	年　月　日
	被保険者	

年　月　日

荒尾市長

（裏面）

注　意　事　項

（1）　この資格者証では、受給資格者以外の方は助成を受けられません。

（2）　助成申請は、月ごとに医療機関等の入院、外来ごとに申請してください。この際、資格者証をご持参ください。

　なお、診療を受けた月の翌月１日から起算して１年を経過した場合は、助成が受けられなくなりますのでご注意ください。

（3）　医療機関等で支払われた一部負担金に対して、他の法令等の規定により給付があるときは、これを控除した額から自己負担額を差し引いた額が助成額となります。（自己負担額は、助成申請書の裏面をご覧ください。）

（4）　交通事故、学校等での事故による治療分については、申請の際、申し出てください。

（5）　資格者証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに届出をしてください。

（6）　転出等により受給資格がなくなるときは、速やかにこの証をお返しください。

様式第３号（第４条関係）

（表面）

市町コード ①	助成区分 ②	カード区分 ③	県市区分 ④	修正区分 ⑤
0	3	B	0	

荒尾市ひとり親家庭等医療費助成申請書

年　月　日

荒尾市長　様

下記の一部負担金を支払いましたので、医療費助成を申請します。

なお、一部負担金が高額療養費に該当する場合は、私の属する健康保険（記載者全員）に係る市民税額の閲覧に同意します。

申請者が記入する欄　（受給資格者証を見て記入してください。）

受給資格者	氏名		生年月日	年　月　日
	住所	荒尾市	電話	—

（受給資格者）個人コード	整理番号	健康保険の名称

医療機関・調剤薬局の証明欄

診療年月	年	月

該当するものに○を、入院は日数を記入してください。

区分	日数	医科	歯科	更生 特定疾病	育成・療育 養育・小児慢特	補装具	その他
入院外	××	1	2	3	4	6	7
入院	日	A	B	C	D	F	G

調剤
Y

市記入欄 追加支給で差引	
有	無
8	9

総点数　　点

一部負担金　　円　⇒　院外処方　有　無　（いずれかに○印）

一部負担金は、入院時食事療養費の標準負担額を除いてください。金額は、右詰めで頭に「¥」を付けてください。

医療機関又は調剤薬局コード	

上記のとおり、一部負担金を領収したことを証明します。

年　月　日　　住所

機関名　　㊞

市処理欄

高額療養費			
62		未1	多2
63	世帯コード		
70	支給決定額		
77		非1	課2

付加給付（有　無）
K（有　無）　他（有　無）
以前（有　無）

国保高額決定ページ		係員チェック	

（裏面）

医療費助成申請書を提出される際は、次のことにご注意ください。（ひとり親家庭等医療）

1　医療費助成の申請

（1）診療月の翌月1日以降に助成申請書を子育て支援課又は市民サービスセンターに提出してください（入院分は市民サービスセンターに提出できません。）。

※　診療月の翌月から1年を超えたものは申請できません。
　5月診療月を例にすると、6月から翌年5月までが1年となります。翌年6月になると1年を超え、申請できなくなりますのでご注意ください。

（2）毎月提出できない場合は、診療月の翌月から1年以内であればまとめて申請できます（申請書は、医院等ごとに月1枚）。

2　助成申請書の提出について

●市内の医院等で診療を受けた場合

【通院】　（1）、（2）のいずれかの提出方法が選べます。

（1）表面の「申請者が記入する欄」を記入し、「医療機関・調剤薬局の証明欄」に医院等で証明を受けるか（証明は有料の場合がありますので、医院等の窓口でご確認ください。）、受給資格者名、診療月及び健康保険診療の一部負担金が分かる領収書（医院等の名称及び住所の記載があるもの）を添えて提出してください。レシートでは受付できません。

（2）診療月の最初の診療の際に、表面の「申請者が記入する欄」を記入し、医院等に預けると、受給資格者の方に代わって市に助成申請書が提出されます。

※　医院等に預ける場合は、必ず「申請者が記入する欄」を記入してください。記入がない場合は、預けることができません。

【入院】

表面の「申請者が記入する欄」を記入し、「医療機関・調剤薬局の証明欄」に医院等で証明を受けるか（証明は有料の場合がありますので、医院等の窓口でご確認ください。）、受給資格者名、診療月及び健康保険診療の一部負担金が分かる領収書（医院等の名称及び住所の記載があるもの）を添えて、子育て支援課に提出してください（入院分は市民サービスセンターに提出できません。）。

●市外の医院等で診療を受けた場合

表面の「申請者が記入する欄」を記入し、「医療機関・調剤薬局の証明欄」に医院等で証明を受けるか（証明は有料の場合がありますので、医院等の窓口でご確認ください。）、受給資格者名、診療月及び健康保険診療の一部負担金が分かる領収書（医院等の名称及び住所の記載があるもの）を添えて提出してください。レシートでは受付できません。

3　助成について

健康保険で診療された受給資格者が1か月に支払った一部負担金からその3分の1の額を差し引いて助成します（児童分は全額助成）。なお、健康保険の高額療養費、一部負担還元金、家族療養費付加金その他公的給付等があるときは、その合計額を差し引いて助成します。

※　助成申請書を毎月20日（土、日、祝日のときは前日）までに提出された分について、翌月の17日（土、日、祝日のときは翌日）にお届けの口座に振り込みます。なお、21日以降に提出された分は、翌々月の17日（土、日、祝日のときは翌日）に振り込みます。都合により遅くなることもありますのでご了承ください。

※　医院等に預けられた分については、20日までに市役所に届いた分を、翌月17日（土、日、祝日のときは翌日）に振り込みます。

様式第４号（第５条関係）

年　　月　　日

荒尾市長

年　　月支給のひとり親家庭等医療費助成金決定通知書

先に申請のあったひとり親家庭等医療費助成について、規則の定めるところにより申請書から控除額（高額療養費、付加給付額）を差し引いて決定し、下記のとおり給付することになったので通知します。

記

診療年月	医療機関名	一部負担金の額	高額療養費	付加給付額	自己負担額	決定額
合　　計						

口座払い　支払期日　　年　　月　　日、指定の金融機関口座へ振り込みます。

金融機関名　　口座番号

口座名義人

様式第５号（第６条関係）

ひとり親家庭等医療費受給資格　変更・喪失　届

荒尾市長　様

年　　月　　日

届出人　住所

氏名

連絡先

該当者名					
個人コード					

１　変更　　【事由発生日　　年　　月　　日】

変更前 ⟶ 変更後

住　所	荒尾市	荒尾市
氏　名		
保険名称	健康保険 健康保険組合 共済組合	健康保険 健康保険組合 共済組合
被保険者氏名		
記号―番号	―	―
保険整理番号	→	

２　喪失　　【事由発生日　　年　　月　　日】

□　市外転出　　□　生活保護受給

□　子ども医療費受給　　□　死亡

□　重度医療費受給　　□　その他

未処理	処理